

【教育部関係】

議案第 69 号 令和 8 年度伊豆市一般会計補正予算（第 4 回）

（補足説明）なし

（質 疑）

Q 10 款教育費の 2 項、中伊豆小学校移転に伴うバスロータリーの件ですけれども、これは、中伊豆小学校を整備することについて保護者や児童の方から要望が出て計画されたのか、それとも行政側から進めようということで計画されたのかそこをまず教えてください。

A まず、この件に関しましては行政側からの提案ということで進めているところです。

Q そうすると児童とか生徒、住民の皆様の安全面とか利便性はどのように、向上するとお考えでしょうか。

A 現在、八幡のバス停がかなり狭い状況です。そこに中学生が待つ、乗降しているところです。そうするとやはり車自体も滞留しますし、危険性があるものと考えておりました。その中で近所に中伊豆支所があってそこにロータリーを整備することで、児童生徒は安全に乗り降りできる、住民の皆様も乗り降りができる、ほかの県道を通行する車両に影響することなく、自分たちのペースで乗り降りができるのではないかとということで、今回補正をあげさせていただいたところです。

A ちょっと補足をさせていただきます。今学校教育課長の話の中にありました八幡のバス停ですけれども、伊東方面に関しましては、ちゃんと児童、今までは中学生も使っていたのですけれども、人だまりが出来るスペースがある。修善寺方面に関しましては、工務店さんの前の歩道にバス停が置かれているだけで、工務店さんの駐車場の一部あたりに少し人がたまるような状況でした。とにかく今までは中学生で、ある程度自己防衛ができる年齢だったんですけど、小学校 1、2 年生とかですね、そこにある程度人数が集まるとなかなかこれ危険な状況じゃないかと。バスの停車帯もありませんので、それであるならば、近隣の方々も使いやすいような状況にということと、あと中伊豆方面で、バスの減便もかなり多くなってきました、今後フィーダー交通ですとか、いろいろな交通の拠点にもなりうるだろうということで、それならば、支所にしっかりとバスのロータリーを整備して、バスも、人も待てる場所を作った方がいいのではと。現状も、伊豆中学校用に八幡始発というのを、東海バスにつくっていただいております。これが修善寺から来たときには、中伊豆小学校の児童を乗せてきて、中伊豆小学校から八幡へ行って、八幡からも回送になって、季多楽の前を通過して柳瀬を通過してまた戻ってきて、ま

た八幡から始発になると、このバス運行上もロータリーがあったほうがスムーズになる
のでということで、事業者から聞きましても、そこにバスが転回できる場所があれば1
番望ましいというお話でしたので、今後のバス運行のスムーズさというところも加味し
て、ここに、中伊豆地区の交通の結節点になるようなものがあると今後いいんじゃない
ということで、小学校開校に合わせてロータリーを作っていくというような計画になり
ました。

Q バスの乗り降りはすごく利便性よくなると思うんですけども、小学校の子どもたち
が、道路を渡るわけですね。道路を渡って、中伊豆支所まで行くわけですけど、そ
の点の不自由さというか、危険性っていうのはないでしょうか。

A まず、現状の八幡のバス停については、乗り降りをした場合に、急に子どもが飛び出
すってということが、県道ですので、危険性がかなりあるかと思います。逆にロータリー
で降ろしてそのまま行くという形になりますと、一旦はこの中伊豆支所の敷地内から県
道のほうへ向かいます。その県道に向かった先に横断歩道がありますので、そこを渡っ
ていただいて、今度は小学校のほうに行きますので安全面はそちらのほうが高いのでは
ないかと判断しております。

Q 手押しの信号がありますよね。あそこはそのままにして、そこを渡るよう指導するっ
ていうか考えるということですね。

A 現状は手押しの信号という形になります。ただし、公安委員会等も調整をする形にな
りますので、その中でこういった形の交通計画が適正であるかというところを判断して
いきたいと考えています。

(委員外議員) なし

(討 議) なし

(討論、採決) 健康福祉所管分と併せて行う。

議案第 74 号 公共施設使用料等の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

(補足説明) なし

(質 疑)

Q 議案書の 126、127、グラウンドにこだわるわけじゃないですが、公共施設の老朽化と
か、管理運営にお金がかかってくるってことは分かるんですけども、グラウンドっ
て、使えば使うほどグラウンド状態よくなるって思っているんです。グラウンドの維持

管理にどの程度のものがかかっているのか。確認させてください。

A グラウンドについて令和7年度につきましては、グラウンド管理を委託して、管理をしてもらっています。補修すべきところはすぐ対応していますし、金額的に今ちょっとここでは申し上げられないですけども、皆さんが使いやすいように管理はしている状況です。

Q 例えばですけど、田んぼとか畑とかね、起こせば起こすほど、状態よくなるって思っているんですが、グラウンドなんかも、例えば野球とかサッカー、陸上、スパイクで使えば使うほど、グラウンド状態よくなると思うんですよ。補修するっていうのはどういうところを補修されるんですか。

A へこんだところに土を埋めるなど、軽微なものになってしまうんですが、そういう対応はしています。

Q すいません、私の考えだと軽微だから、気にしなくてもいいのかな、助言ということですけど。そんなふうに感じるんですが、いかがでしょう。

A おっしゃることもそうだと思うんですが、この使用料につきましては、統一的な基準で算定しましたので、そこはちょっとご理解いただきたいなと思っております。

Q 今までの使用料から統一したことっていうことで、ここもそうなっているのですけれど、よくわからないのは、何を統一したのかということが見えないんですよ。値上げします。値下げしたところもあるんだけど。それは教育部の中で、ほかの施設もあるから、今回、使用料を改定する条例改正に当たって、何か基準があると思うんだけど、その基準がよく分からない。結果として、料金いくらになりますということは、この一覧見て分かるんですけど。そもそも論がわからないので、当局は多分相当やってると思うんですけどね。何を基準にしているのか。これとこれを基準にしてやったら、こういう使用料が適切だよということになったのかなと思うんですけども。お願いできますか。

A 算定につきましては、市内の公共施設統一の算定基準が策定されていて、それに必要事項を入力する状況になっております。例えば施設の収入額だったり、物件費だったり、決算額だったり、あと面積等いろいろなものを入力して算定するようになっています。

Q ちょっと補足をさせていただきます。皆さん算定基準の概要版っていうのは、ご覧になったことがあるかと思います。ここの3番に算定方法ということで、そもそもまず分けるのが、会議室とか体育館、皆さんで一緒に使うもの。それと別に、プールとか、白岩の湯みたいな温浴施設みたいなものですね。そこが最初の分岐になります。専有面積

ですとか、維持管理に係る原価に面積数ですとか、利用時間、稼働率、あと利用時間なんかと負担割合をかけて、負担割合とその下にあるんですけども、市場性とか、必要性和かあって、その辺の負担割合をかけて出したものが、今回、市内全施設で共有している基準となります。ですから、体育施設あたりは面積がかなり少なくて、稼働率がよっぽどでないと、多分、算定してないんですけども、稼働率かなり高くないと、料金が高くないっていうか値上げ幅が少なくて済むというような格好になると思いますけども、生きいきプラザの会議室のように結構皆さんが御利用していただいているところ、これ面積も少ないですし、稼働率もいいもんですから、値上がり幅の上限を2倍にしていますが、生きいきプラザの会議室なんかですと、そこまで到達していないということが考えられると思います。ですので、面積と稼働率、利用人数あたりが主な基準になってくる。あとは必要性、そういうものを加味した上で、基準を設けて算定した今回の改定額になるというところです。

A 今、部長が示した表、今日なんか討議すると思っていたんですけどね。この中に、原価があるじゃない。原価、大元がよく分からない。計算しましたよってことだけど。原価ってそもそもなんですか。

A 今回の算定に当たりましては、資産経営課で基準を策定の上、各課で、決算の額等を当てはめて、この金額にすべきだろうというような算定結果を頂いて、審議会で答申をしているというような流れになりますので、こちらの担当課である資産経営課から原価について御説明をさせていただきます。原価につきましては、ざっくり申し上げますと、施設の運営に必要な費用というような形で設定をさせていただいております。例えば今回審議対象である体育施設であれば、職員の人件費、これは委託費も含めにはなりますけれども、そのほか、担当職員から、契約発注をしたりだとか、あとは委託に出すまでもなくて、職員が出て何か作業をしたりとか、そういったものがあればそういった人件費がおおむね何人工かかっているのか、それから、施設に必要な消耗品費や、光熱水費等の事業費、それから、手数料であったり、委託料、これらの価格を原価というような形で、各施設算定して、それを基準に基づいて、先ほど教育部長から答弁がありましたとおり、面積であったり、利用人数、稼働率等、算定式に当てはめて算定したものになっております。

Q 原価の中に手数料と今説明されましたが、手数料とは何ですか。

A 手数料につきましては、各施設によって、項目というのは異なってきますが、例えば、予約システム等を使っているような施設におきましては、使用手数料等が入ってく

るものとして算定をしております。

Q システムを利用しないところにおける手数料はどうなりますか。

A こちらにつきましては、それぞれの施設の決算額をベースにしておりますので、手数料が発生していない施設につきましては、手数料というのは算入されていないものになります。

Q 使用料等の算定方法、原価って書いてあるんだけど、それぞれの施設によって原価が違うということを理解したのですが、そうですか。

A こちらにつきましては、各課においても、決算額の中で構成される費目、人件費が多かったり委託費が多かったり、電気料、光熱水費に関しましても、水道代と電気のみのところもあれば、ガス代が発生するようなどころもありますので、算定基準において原価として、どこまで算入するかというのは定めておりますので、その枠内において、各施設所管課が決算額等を基準に原価の算定をしているとご理解頂ければと思います。

Q 狩野川記念公園、それから狩野グラウンドなどですけども、その早朝の時間帯なんですけども、廃止と書いてあるんですけど、この廃止っていうのは、そもそもこの時間帯を廃止するのでしょうか。それとも上限案がないと理解していいのでしょうか。

A その時間帯につきましては、利用実績がないことから、その時間帯の使用を廃止ということにしました。

Q そうしますと、今まではこの時間帯を設けていたけど、利用実績がそもそも見られなかったのということですね。例えば少しは利用があったけども職員の方の負担軽減とか、実績的にここを置いても意味がない、もうほとんど利用実績がなかったということで廃止ですか。

A 利用実績がないということと職員の負担軽減を考慮して、廃止にしました。

Q プールの利用というのも、こちらでよかったでしょうか。改修工事が行われて非常に使いやすくなって利用者が増えていると思うんですけども、この1回につきの利用料金ですけども、これらは、指定管理、あるいは利用者数面積、見込まれる稼働率、この辺から算出したということで、特に改修前、改修後、大分室内環境等も変わったと思うんですけども、この辺も受益者負担というところから、1回につきの料金を設定したのか。それともう一つで、市内の小学生がここで数回授業の中で行うということを聞いているんですけども、先ほど課長が減免という言葉じゃなくて免除という言葉を使っていたんですけども、ここで児童生徒1回につきという料金があるんですけども、水泳授業の扱いについてどんなふうに考えているか、お聞かせください。

A はい。水泳授業に関しましては、一般の利用とは別の枠でやっています。ですので、基本的にお金は取っていないという状況です。

Q 授業の一環ということで全く金額については免除ということですか。あとここにその他プールの使用料で児童生徒というのがあって料金決まってるんですけども、こういう利用される児童生徒っていうのは実際にいるんですか。中学生も対象になっているということなんですけれども。強化選手とか、自分でスポーツとして、記録のために利用されている方についても、この料金対象になるというような考え方ですか。他の施設は、もう既存であるものですから、たまたまこのプールについては多額の改修料を払ってサービス再開しているということですので、その辺のことを教えてください。

A 中伊豆温水プール「ふれっぷ」の料金表につきまして、小学生と中学生等につきましてはこの料金のとおりです。

Q 補足させていただきます。授業に関しましては先ほど学校教育課長からお答えさせていただいたとおり、委託でやっているものですから、使用料もかかっておりませんし、授業については、当然支払いは生じていませんが、この一般っていうのは、あくまでも本当に個人的に使う児童生徒ということになります。夏休み期間は「ふれっぷ」にも協力していただいて、無償期間を設けています。そこで行けば無料では入れるんですけども、そのほかの期間につきまして、プール行くとなると、これ個人的に行くということで、この料金をお支払いいただくということになっています。また「ふれっぷ」で開催する教室につきましては、指定管理者でどういう料金体系でやってるか分からないんですけども、その辺は指定管理者のほうで、自主事業の収入になりますので、損の無いようにと言ったらおかしいんですけど、収益に影響ないように料金設定をしてると思いますので、これはあくまでも個人的に行かれた場合ということになります。

(委員外議員) あり

(討議、討論、採決) 健康福祉所管分と併せて行う。

【市民部】

議案第 57 号 令和 7 年度伊豆市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
--

(補足説明) なし

(質 疑)

Q 所得ゼロの国保世帯数、分かる範囲で、準備している資料で、お聞かせ願います。

A 所得ゼロの国保世帯ですけれども、令和7年5月26日現在、少し古いデータになりますが、1,333世帯です。

Q 1,333世帯は何%か。

A 後ほど回答させていただきます。

Q 後ほどでいいです。調べようと思ったら調べられるけど、ちょっと大変なもので、遠慮しながらお尋ねしますね。国保と協会けんぽ、それぞれの、平均所得とか保険料とか、この人たちの医療費がいくらかかっているかわかると比較検討できるんですけれども、協会けんぽってというのは、そう簡単にはできませんということだったんです。全体として、国が示している資料を見ますと、やっぱり国保に入っている方の保険料というのは、協会けんぽと比べると何%かやっぱり高いんです。それはそれとしていいんだけど、保険料は、どこかで上げたんですよ。いつ上げられたのか分かりますか。

A 国保税の見直しですけれども、この年に何がってというのは今お答えできないですけれども、毎年見直しがありますので、何がどの時期に改正されてどれくらい上がったかっていうのは、追ってお調べしてお答えするような形とさせていただきます。

Q 特別会計の国保税の収入未済額、本来は、ちゃんといただくんですけども、納め切れなかったっていう方はいらっしゃる。3年で調べたら、そんなに大きな変化はない。若干はあるんですけれども。この中で、生活困窮された方はいらっしゃるのか。そこまで国保税の担当は調べられないですか。

A どのぐらいの方が、生活が困窮したことによって軽減をさせていただいたかというのは、理由までは把握はできていませんが、軽減をどれくらいのかたが受けているかというのが、先ほどの7年5月26日現在、7割の軽減をされた方が1,297世帯、5割軽減が815世帯、2割軽減が560世帯ありました。先ほど申し上げたとおり生活困窮だから軽減をしてほしい、免除してほしいっていうところまでは、数字を今持っておりません。

Q 今課長が言われた法律に基づいて7割5割2割というのは、あるということは承知しています。今の景気状況の中でとりわけ自営業の方とか、それから、年金暮らしもね。いわゆる国保税も払えないから、国保税すら払わない。それよりも自分の生活費の方にまわす。電気代とか食事代とかにまわすってところが、全部じゃないですけど、本当にそれで困窮したよと言ったときに、黙って滞納する方もいらっしゃるのかなと思うのね。全部が全部悪意に満ちた。滞納ではなくて。本当に困って滞納している方は、今の物価高騰の中で本当に大変かなと。でも、市民課のほうで、そこまで何でだろうねっていうところまでなかなかいかないということですか。本来は払うものをどうして滞

納するのか。

A 今、木村議員がおっしゃられたように、支払いにすごく苦慮しているという世帯があった場合に、ただ、放置をされているとやはり市役所側も状況が分からないということで、現状の報告をしてほしいということでお手紙を送らせていただく機会があります。それにあわせて、納税の相談もするということで、税務課にも協力していただいて、そういう機会は設けております。なのでただ、全く未払で何の音沙汰もないというところは、税務課のほうの徴収の対策で、給与から押さえさせていただくとか、年金から頂くとかそういった作業になりますけれども、その手前で、生活でお困りですというような報告等は、相談できるような形をとっております。

A 国保税については、税務課で収納徴収をやっておりますので、税務課からも説明させていただきます。国保税、市税ですとか全般になるんですが、やはりそういった生活困窮の方いらっしゃいまして、国保税がとて払えないといったご相談がある方については相談に応じさせていただいて、もし、支払いするのが困難ということで税務課として判断した場合には、執行停止という形で、一部税の徴収の停止という処理を行っております。また、相談のない方に対しましても、税務課から、随時催告書等を送らせていただいて、また電話催告等も行って、納付していただく、また相談に応じていただけるように努めているところです。

Q ここに出てこない短期保険証の方はどのくらいいるのか。世帯数。

A 今短期保険証というのが無くなりました。過年度の滞納がある方については、特別療養費という 10 割負担の保険に切り替わるようになっております。おっしゃられた世帯数なんですけれども、7 年度の実績を確認して後で報告させていただきます。

Q そうすると、今までは短期保険証で何とかそこでね、税務課長もお話しされた相談して、短期保険証に切替えましょうねって、生活を守っていく。社会保障制度として保障しつつ、払える分を払ってくださいねということで短期保険証制度あったんですけれど。そうすると、これがなくなっちゃったら、例えば滞納してました。そうするとそれは、後ほど 10 割ちょうだいっていう仕組みになる。そういう見方しちゃったんだけど違いますか。

A 今おっしゃられた特別療養費というのは、病院でかかるときに窓口で 10 割を 1 回負担します。そのあとに支払った領収書等をもって、窓口で療養費の請求と言って 7 割分の保険分の請求ができるようになります。

(委員外議員) なし

(委員間討議) なし

(討 論) なし

(採 決) 挙手多数。原案認定。

A 先ほど木村議員からご質問頂きました所得ゼロの世帯の割合ですけれども、25%という形になります。あともう1点、滞納により、特別療養費の世帯は何世帯かということですから、16世帯ということになります。

議案第 58 号 令和 7 年度伊豆市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について

(補足説明) なし

(質 疑)

Q 10 何年になるんですね。県が一括して、この制度を取り入れたのは。僕が見るに、結果は分かるんですよ。決算とか予算ね。どんな審議をされて、例えば均等割をいくらしましょう、所得割をいくらしましょう。6年度も7年度もあったと思うんですけれども、そういう審議経過というのはこちらの方に報告はないですか。

A 審議経過というよりも、給付の実績と、被保険者数、そういったものに対して、このぐらいになりますというような試算した結果はいただいていますけれども、審議とかそういうものではないので、広域連合に従うところになるかと思います。

(委員外議員) なし

(委員間討議) なし

(討 論) なし

(採 決) 挙手多数。原案認定。

議案第 70 号 令和 8 年度伊豆市国民健康保険特別会計補正予算 (第 3 回)

(補足説明) なし

(質 疑) なし

(委員間討議) なし

(討 論) なし

(採 決) 挙手全員。原案可決。

【健康福祉部】

議案第 59 号 令和 7 年度伊豆市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について

(補足説明) 資料修正の説明あり

(質 疑)

Q 介護保険特別会計 55 ページ、介護予防・日常生活支援総合事業とありますが、これについて、お尋ねします。どのくらいの人たちになってるのかなと思っていろいろ調べたら、「伊豆市の健康・福祉」の 36 ページに、7 年度、介護予防総合事業の人数は、要支援 1、2 のサービス受給者が 410 人いらっしゃる。総合事業になって、介護にならないようにという介護予防の段階なのかな、ちょっとわかんないんだけど、その点がまだ勉強不足で。それをサービスできる事業者は、それなりの知識を持ってる人がやりましようよとなると、結果として、事業所の報酬に影響しませんか。これをやることによって、その点、結果としてどうだったのか、お尋ねします。

A 報酬に影響があったかと言われますと、要介護認定をされていない人が利用するサービスと、要介護認定を受けた方が利用するサービスがあります。要は資格がない、要介護認定されていない人が利用するサービスの事業所のサービスの報酬が下がったかっていう質問でよろしいでしょうか。

Q すいません、もうちょっと聞かせてください。55 ページの介護予防・日常生活支援総合事業というのは市町村が主体ですよ。介護保険から完全に離れるんじゃないくて。この事業が始まったときに、各市町村の特徴をいいですよって言ってるんだから。そうすると、要介護 1 になると、専門的な方たちがちゃんとやらなきゃならないけど、この要支援 1、2 の方は、ボランティアでもいいですよ。そうすると、事業所にとって見るならば、それなりの資格を持ってる人と資格を持ってない人、当然差が出て当たり前だと思うんだよね。同等のお金、1 時間当たりの報酬を払いましようよということは、事業所にとってみれば、それはあり得ないことだから。事業所にとって要支援をやることによって、ある意味でメリットもあるんですよ。あるんだけど、そこは、どうなんですかって。結果どうだったんですかってお尋ねしたい。

A この 3 款の介護予防・日常生活支援総合事業は、要支援 1、2 の訪問介護と通所介護の対象の方の費用はここに含まれます。ヘルパーとデイサービスだけです。あとそれ以外に、要支援 1、2 の認定を受けていない総合事業対象者っていうのがいます。基本チェックリストというものに該当になった方です。その 3 種類の方がこの総合事業ということで、サービスを受けられるんですけども、先ほどちょっと数字の訂正もありました

が、訪問介護、通所介護それぞれ、サービスの種類が幾つかありまして、訪問介護相当サービスという種類のサービスは、介護の専門職が提供するサービスになります。サービス A というのは、緩和された基準のサービスになりますので、介護の専門職ではない、資格のない方であっても、一定の研修を受けた方とかそういうスタッフであれば提供できるサービスになります。なので、総合事業イコール一律に専門職のサービスを受けられないというものではなく、要支援 1、2 とか、総合事業の対象者の方の状態によって、ある程度自立度が高くて、お買物とかお掃除とか、専門職でなくても提供できるサービスで生活が成り立つような方については、サービス A とか、あとは住民さんがやるサービス B でも対応していますし、やっぱりちょっと転倒の恐れがあるとか少し認知症があるようなレベルの総合事業の対象者ですと、相当サービスと言って、一般の介護事業所のヘルパーさんとか、デイサービスでサービスを受けているというふうになります。総合事業、かなり複雑で、その辺一般の方も、難しいかなと思います。

Q そういうことです。この介護予防・日常生活支援総合事業は、資格を持っている人と、持たなくてもいいよっていうサービスが、この中に一緒になってるから、僕が最初質問したように、一概にその事業所のマイナスには、ならないよと。可能性もあるかもしれないんだけど、介護を受けている方々の状況によって、そのところは大事にしてあげないと。簡単に振り分けたんじゃ、1 番困るのは、私も高齢者だけど、その人たちかなと思う。ミックスになっているということですね。

Q 決算成果説明資料 202 ページの 2 認知症対策事業で、前に聞いた認知症カフェの話、ちょっとここでさせてもらってよろしいですか。事業内容の④のところに認知症カフェ推進事業補助金、1 か所で 64,000 円なんだけど、その下の事業の成果のところに、新規認知症カフェ 1 件が立ち上がりって書いてあるので、この 1 か所っていうのは新規に立ち上がったところに対する補助金なのかなっていうふうにも読めるんだけど、もしそうだとしたら、既に活動してるところは補助金が出ていないっていうか、制度はあるけど使っていないということなのか。

A 令和 7 年度のこの補助金 1 か所は、新規に立ち上がった認知症カフェになります。それ以外にも既に活動している認知症カフェがありますが、参加者から自己負担、参加のたびに 1 回 100 円とか 200 円というお金を徴収して、それで、経費を賄って運営をしておりまして、補助金を利用せずに活動している団体があります。補助金の申請をしていただくことももちろん可能なんですけれども、立ち上げのときにはいろいろ備品を購入して経費がかかるんですけども、実際動き出すと、通常のお茶菓子代であるとかちょっ

とした消耗品費で済むということで、自立してというか補助金申請せずに自分たちでやっていこうというふうな団体が多い現状です。

Q 認知症対策事業ということで、国の制度もあって、新オレンジプランというのがあって、オレンジサポーターになってくれてる人がいて、その人たちが要するに有志の人が活動しているみたいなイメージですね。当然包括事業の包括支援センターの人が入ってくれて、認知症カフェをやっているんだけど、実態を見ると、認知症の対策というよりも居場所づくりになっている部分もありつつ、そういった場があるから実際に必要な人がいれば使えるってというような状態なのかなっていうふうに、7年度やっているのを見ると見えたんですけど、そんな感じで7年度はやってて、そんな感じの運営を今はしているっていう認識でいいのかなっていう、もうちょっとこう位置づけとしては、開いて一応、運営はしてもらってみたいなどの、来年度としてはそれでいいのかなっていう言い方しかできないけど、状況を教えてください。

A 認知症カフェと居場所の違いが、なかなか分かりづらいところもあるんですけども、認知症カフェは、認知症の当事者の方であってもご家族の方であっても、そうでない方でもどなたでも、参加ができるということで、間口を広く運営しているところになります。なので実際は、認知症の方が来られない日もありますし、認知症以外の方の参加のほうがもしかしたら多いかもしれないですけども、それでも広く、認知症カフェを知っていただいて、もしも認知症になってしまったときとか、知り合いの方がいたときに、そんなところがあったなということにつながるといいなと考えて運営しています。

(委員外議員) なし

(委員間討議) なし

(討 論) なし

(採 決) 挙手多数。原案認定。

議案第 69 号 令和 8 年度伊豆市一般会計補正予算 (第 4 回)

(補足説明) なし

(質 疑)

Q 説明資料の 3 ページ、子育て支援課のところの、1 番下から 2 番目のこども園費のこども園等の LED 化施設改修工事って書いてあるんですけど、こども園「等」の部分がちょっと分からなかったんで。中身を教えてもらっていいですか。

A 今回 LED 化するのは、土肥こども園、熊坂こども園、原保の子育て支援センター、この3施設になります。

Q 今同じところでお聞きしたいんですが、債務負担行為の廃止、こども園等照明借上料、ここの関係を説明願います。

A 当初は昨年度、当初予算で令和8年から18年度、11年間の債務負担で、費用のほうは令和9年から18年までの10年間で、1,460万円の債務負担をお願いしていたところなんですけれども、この見積りのほうは、市内のリースの実績のある業者から見積りを頂いたんですけれども、今年度に入りまして、実際工事でやったらいくらになるんだらうというところで、市内の電気屋さんに見積りを頂いたところ、大分金額のほうが安くなりまして。あと、脱炭素化推進事業債のほうが活用できるということになりまして、こちらの工事費で行ったほうが大分有利ということが分かりましたので、今年度は債務負担を廃止して、新たに工事費で補正予算をお願いしているという状況にあります。

Q 4ページ、債務負担行為補正の下から2番目の健康長寿課の生活支援コーディネーターの8年から11年の業務委託の2,700万ですけど、これは社協さんに委託する部分の生活支援コーディネーターの費用を見込んでいるものだったのかなと。二層の生活支援コーディネーターの。一層は別にあったのかなくなっちゃったのかちょっとそれがよく分からないので教えてください。

A こちらの債務負担行為ですが、これから来年度に向けて、プロポーザルをやって業者決まるんですが、その地域包括支援センターの事業所に委託をお願いします。それプラス、先ほど議員おっしゃられた社協さんにも、委託をいたします。

(委員外議員) なし

(委員間討議) なし

(討 論) なし

(採 決) 挙手全員。原案可決。

議案第71号 令和8年度伊豆市介護保険特別会計補正予算(第1回)

(補足説明) なし

(質 疑) なし

(委員外議員) なし

(委員間討議) なし

(討 論) なし

(採 決) 挙手全員。原案可決。

議案第 74 号 公共施設使用料等の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
--

(補足説明) なし

(質 疑)

Q 新旧対照表の 133 ページ、保健福祉センター条例のところですか。今回の公共施設の使用料の、値上げみたいに言われているけど、実は値段が下がっているところもあって、ここは数少ない下がっているところの一つなので、ここで聞くのはちょっと違うのかもしれないんだけど、分かると思うから聞くんですけど、中伊豆保健福祉センターの 13 時から 17 時と 17 時から 21 時は下がってますよね。多分料金を統一するっていう意味で、低いほうにここは合わせて、その代わり、市外の方は倍ですよっていうところで、全体としてバランスをとったのかなと。ここについての使用のされ方が特別なので、ここは値下がりということもあるのかな。その辺ちょっと教えてもらえると有難いです。

A まず、修善寺の保健センターですが、栄養実習室以外は、修善寺中央公民館の基本料金の単価に合わせて、2,200 円とさせていただいております。ただ、栄養実習室につきましては、ガスオーブン等の附帯設備がありますので、そちらはちょっと金額を上げさせていただいて、2,860 円としました。続いて中伊豆保健センターは、料金的には、同じ保健センターになりますので、統一しようというところで 2,200 円にしておりますが、時間帯で下がったところですが、稼働率がちょっと低くて、もっと中伊豆保健センターもご利用頂きたいということで、そこはフラットにしております。

A 補足としましては、今、健康長寿課長から発言があったとおりにはなりますが、稼働の平準化というところも、今回策定された算定基準のところに盛り込まれておりまして、各施設の料金の調整を図ることで、稼働率の低い施設のほうに、稼働が集中している施設の利用者さんを誘導するというのも、算定基準の中の目的には入っておりますので、それに即して、健康長寿課のほうで料金改正を行ったものという形になります。

(委員外議員) なし

(委員間討議) あり

(討 論) なし

(採 決) 挙手多数。原案可決。

議案第75号 伊豆市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例等の一部改正について

(補足説明) なし

(質 疑)

Q ここに出てくる言葉なんですけど、例えば特定地域型保育事業に関して見ますと、定員が 19 人以下、0 歳から 2 歳児というふうな事が書かれています。これに該当する事業所が伊豆市内にあるのかどうか。その確認と、この特定地域型保育事業所はもう少し展開していくように、促進させるようなこととか、不適切保育とか、そういうことの対策を強化するというふうな内容かなというふうにはちょっと読み取れるかなと思うんですけど、もう少し具体的な説明をお願いできますか。

A 特定地域型保育事業が伊豆市内にあるかどうかということなんですけども、伊豆市内にはございません。あと、今回三つの基準を改正させていただいているんですけれども、この 169 ページの議案の中で、条例名が長いので 1 条 2 条 3 条で説明させてもらおうんですけれども、1 条が、私立のこども園になるんですけれども、公的な給付費、伊豆市から給付費を支払っておりまして、その給付に見合っている保育をしているかの確認をするための条例となっております。2 条、3 条、家庭的保育と乳児等の通園なんですけれども、こちらは伊豆市が許認可をすることとなっておりますので、その許認可をするための基準となっております。それで、これを今後広めるのかどうかっていうところなんですけれども、そういう条例ではないんですけど、もしやりたいよという方がいらっしゃったら、この基準条例に沿って保育事業を実施するかというところの許認可の指標となるような条例となっております。

Q そうしますと、第 2 条、第 3 条の関係っていうのは、特定教育・保育施設のことを言っているんでしょうか。

A まず第 1 条の特定地域型保育事業といいますのは、伊豆市が給付費を支払っている 19 人以下の小規模な保育所となるんですけれども、こちらは先ほどもご説明したとおり伊豆市内にはございません。それで、第 2 条につきましては、こちらと同じく定員が 19 名以下の小規模保育所なるんですけれども、こちら給付を受けている、受けていないは関係なく、こういう小規模の保育所をやりたいよっていう方の許認可の基準になります。第 3 条のほうは、この令和 8 年の 4 月から始まりました「こども誰でも通園制度」のことになりまして、こちら伊豆市のほうが許認可を行いますので、その基準の条例とな

ります。

(委員外議員) なし

(委員間討議) なし

(討 論) なし

(採 決) 挙手全員。原案可決。